

会議録

会議の名称	西東京市総合計画策定審議会第16回会議
開催日時	平成25年7月5日（金曜日）午後3時00分から午後5時15分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階庁議室
出席者	委員：大河内一紀委員、栗山孝一委員、篠通恵委員、嶋田透委員、蓮見一夫委員、濱野雅章委員、山田治徳委員、横山順一郎委員、和田清美会長（50音順） 事務局：森本企画政策課長、柴原財政課長、伊佐美企画部主幹、前田企画部主幹、長塚企画政策課主査、佐野企画政策課主査、高橋企画政策課主査、原島企画政策課主査、坂口企画政策課主事 欠席：奥田明子委員、小西和信委員、坂口利彦委員
議題	1 第15回審議会会議録の確認について 2 基本構想・基本計画案（中間のまとめ）への市民等の意見について
会議資料の名称	資料1「西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」及び「西東京市総合計画条例（骨子）」に対するパブリックコメント実施結果及び意見概要 資料2 西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ 市民説明会実施結果 資料3 西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ 市議会からの意見について 資料1-参考資料-1 「西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」に対するパブリックコメントの扱いについて 資料1-参考資料- 「答申までのスケジュール（7月5日～8/6）」 参考資料 「家庭の教育力」について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p>○和田会長：</p> <p>第16回西東京市総合計画策定審議会を開催いたします。 前回は4月20日で約2ヶ月半ぶりです。 メール上ではご連絡なり意見交換がされていました。 この間、5月17日に審議会として市長に「中間のまとめ」の報告を行いました。 市報特集号は全戸に配布されております。 5月末から今週はじめの7月1日までの間、市民参加手続としてパブリックコメント、市民説明会が行われております。 これについては後ほど事務局より報告等があります。市民説明会には35の方が参加、パブリックコメントは34人、計177件のご意見が寄せられております。 これらの意見を踏まえて、8月の最終答申へ向けて、当審議会といたしまして活発なご議論を展開していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。 どうぞよろしく願いいたします。 それでは会議に入りたいと思っております。</p>	

本日は事前に坂口副会長からご欠席のご連絡をいただいております。

また、濱野委員からご都合上早退される旨伺っておりますので、あらかじめ皆さんご了承いただければと思います。

○和田会長：

来られていない委員がおられますが、定足数に達しております。

傍聴者はいないということです。

では、資料の確認を事務局お願いいたします。

○事務局：

(配布資料の確認)

議題1 第15回審議会会議録の確認について

○和田会長：

それでは議題の1つ目、第15回審議会会議録の確認に入らせていただきます。

今回会議録につきましては事前送付されていませんので、時間が限られておりますから、7月19日までにそれぞれご発言箇所をご確認いただくこととしたいと思います。

今この場でご意見がございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○各委員：

(意見なし)

7月19日金曜日となっておりますが、これまでどおりにご意見、修正点がございましたら企画政策課へメール又は電話でご連絡をお願いいたします。

修正があった場合は事務局から確定版をお送りすることになっておりますので、その点もご承知いただければと思います。

議題2 基本構想・基本計画案（中間のまとめ）への市民等の意見について

○和田会長：

では議題の2つ目、基本構想・基本計画案（中間のまとめ）への市民等の意見についてです。

前回審議会以降、先ほど申し上げましたように、市民説明会、パブリックコメントが実施されております。提出された意見についてご説明をお願いいたします。

事務局：

(資料1に沿って説明)

○和田会長：

以上のようにパブリックコメントの意見を3分類して、今日は1、2について、特に1については議論をし、2についてもご意見を伺うことにしたいというご提案でした。

3については、内容確認でよいのではないかとのことでした。この進め方についてはよろしいでしょうか。

○各委員：

(了承)

スケジュールでは、最終の8月6日の審議会までの作業スケジュールが提案されました。

7月はかなり短い期間での意見集約をお願いすることになりますので、その点について

も、ご協力とご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

このスケジュールについてもよろしいでしょうか。

○各委員：

(了承)

では、分類1の資料1-1と分類2の資料1-2と区切つて説明いただくことにします。

まず、分類1の資料1-1をお願ひします。

事務局：

(資料1-1、資料3に沿つて説明)

○和田会長

では1について、ご意見をお願ひいたします。

G委員：

最初の1番ですが、コメントでは「政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図るに改める」となっていますが、政策形成という意味が、いわゆる2つ意味がありまして、行政運営の中で企画・立案・執行・評価と、いわゆるPDCAサイクルと呼ばれているものです。

狭義で政策形成というと企画・立案部分、広義、広い意味でいう場合はPDCA全部を含めているのですが、最近の傾向としては全部含めています。

ただ、一般に政策形成といった場合、直感的にわかりやすいのは企画・立案部分です。

ですからこういった形で、「政策形成過程における市民参加の仕組み 云々」といってしまうと、いわゆる執行部分であるとか、評価の段階における市民参加はないのかなと思ひてしまいます。誤解を招きますので、これはこのようには「改めない」ということがよいと思ひます。

○和田会長：

そのとおりだと思ひます。

G委員：

関連で、2番、3番の「みんなでつくる」か「協働」か、ということですが、「協働」というのはパートナーシップ。パートナーシップというと「誰と誰」、「官と民」になってしまう。確かに流れとしては、参加、参画、協働という流れです。協働というのはキーワードとして重要であることは確かですが、一般の市民の方が果たしてそれを協働という言葉で正しく理解できるかということ、やはりここは「みんなでつくる」とした方がより包括的で、「誰と誰」ということではなくなります。

決して協働という言葉を否定するわけではないですが、やはり「みんなでつくるまちづくり」というのは基本構想にも使っていますし、「キャッチフレーズ」としてもこちらのほうがよいと思ひます。

○和田会長：

これについてはかなり議論されたと思ひます。

「それぞれみんなが」というのは本当に意味の深いことだと思ひるので、あえて協働を打ち出していくのかということ、それはどうかと私も思ひます。

J委員：

「協働とは同じまちづくりという目的のため、対等な立場で共に働くことです」と意見が出されています。

たぶんここではないかと思います。

要するに、市民も行政も対等な立場でやりたいという意見ではないかと思います。それで協働を入れたいのだと思います。

G委員：

確かにそのとおりですが、やはり普通の協働という言葉からどういった意味合いをイメージするかということだと思います。

確かに、まちづくりでは対等の立場ということですが、協働という言葉から出てくるのはパートナーシップですので、官と民。

こういったところではあまりカタカナを使ってはいけませんが、よりネットワーク志向的な「みんな」という言葉のほうが、官も住民も含めて様々な立場も包括しているので、みんなという言葉でよいと思います。

細かいところで協働という言葉を使うのはいいと思います。

○和田会長：

4番で「職員がまちづくりの先頭に立つことはいかがなものか」という意見があります。

段階的にいえば、行政とのパートナーシップといわれた段階から、様々な主体と協働していくということだと思います。

官民だけでなく。

○事務局：

地域の共助は、例えばお隣さんとの助け合いは協働とはなかなか呼べないが、面的な助け合いの広がりといったものに今回はクローズアップして、焦点をあてることがポイントだと思っていますので、協働を薄めるのではなく、協働は協働としてやりますと説明しています。

J委員：

私も施策に協働が入っているので、協働が薄まるとは思っていませんが、市には協働コミュニティ課があります。

一緒にやっというのは市民もその方向で思ってやっていると思います。何か意見を持っている人が納得できる説明があるといいのですが。

事務局：

広く市民力を活用するというのは、今後の方向性だとは思いますが。

説明会でも繰り返しお話ししていますが、これは変わらないと思います。本編の16ページに、「みんなで作るまちづくり」の分野説明のみ1の中で、かなり協働の部分についても入っています。

13ページの「みんなで作るまちづくり」でタイトルは変えないまでも、この説明文のところを見ると協働がないので、ここに協働について追加し、今後もし組み込んでいくことをご理解をいただくというのも一つの手としてはあると思います。

これについては、修正案を出させていただきます。

○和田会長：

他にいかがでしょうか。

D委員：

私としては「協働で」というより「みんなで」というほうがわかりやすい。

協働という言葉も確かに前にあったので継続性を求めるというならば必要なのかもしれませんが、今言われましたように16ページに使われていますし、14ページの一覧表の中でも、み1-2で「協働のまちづくりの推進」が出ていますので、みんなのままでいいのかなという気はしています。

○和田会長：

説明のところで書くということですね。

E委員：

協働というのは、委員からお話があったように、2者の問題で、しかも官と民ということですか。

G委員：

必ずしもそうではないですが、言葉の意味として協働というのはこれまでは官が主体でした。

しかし、これからは官と民一緒にというものです。協働という字を実際に学生に書かせると、正しく書けるかというレベルですから、基本構想レベルでは解釈が難しい言葉を出すよりも、「みんながつくる」というほうがよいと思います。

また、NGOやNPOの方からは、協働というのが結局我々はこき使われているのではないか、下請けではないかという意見もあり、行政の中でも理解していないところがあります。

「みんなで」ということであれば、解釈に違いが出ることはありませんし、協働の言葉の厳密な意味は施策等の中で説明すればいいので、キャッチフレーズはわかりやすい方がいいと思います。

○和田会長：

協働の官と民では、民の中にもいろいろな主体があります。企業もありますし、広がってきていますからね。

A委員：

キャッチフレーズとしていいですが、昔は官が上で民が下でした。

これからは行革がどんどん進み、今回も財政調整基金を取り崩して一般会計化するくらいで、一般市民が行政に頼らずにやっていくという形にしなければいけないと思います。それで議会でも協働という形をもってきたのではないのでしょうか。

ですから、行革の考え方から出ているのではないかと私は思っています。

何でもかんでも役所に頼るのではなく、自分たちの力でやれるところはやったほうがいいのではないかといいことだと思います。

G委員：

協働は行革の流れから出てきたものではなく、むしろ行政サービスの質など、もっとポジティブで前向きな形で出てきたものです。

○和田会長：

協働はなんとなくわかっているようでわかっていないことが多いですね。
でもイメージとしては一緒にやっているという感じですね。

J委員：

タイトルはいいですが、まちづくりの方向に言葉として入っていないからだと思います。

○和田会長：

3番まではよろしいでしょうか。

4番目の職員育成はいかがでしょうか。45ページの「まちづくりの先頭に立つ市職員の育成」は、確かに内容とズレがあるように思えます。

「先頭に立つ」というよりも「対等で」という感じですね。

D委員：

表現の仕方が違うということかもしれません。

○和田会長：

「まちづくりに関わる市民を支援する市職員」を提案されているということですね。

事務局：

コーディネート能力という部分は本文中に入っていますので、職員が何でも決めてということではなくて、市民の間に入って、それをうまくつなぎあわせていくというようなニュアンスではあるのかとは思っております。

A委員：

例えば、将来の人材育成に努めるというのはいかがでしょうか。

様々な審議会に出っていますが、部長とか課長とかがいるといろいろな意見が出てこない感じがします。

一步引いている感じがします。

G委員：

重要なところは本文中にあります、「市民と同じ視点に立ち、まちづくりを進めることのできる市職員の育成に努めます」というのはいかがでしょう。

○和田会長：

今のものを例に事務局で練っていただければと思います。

趣旨としては、そちらのほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：

中身に書いてあることが実際にやることです、中身と合っていないとすれば中身に則した形で、今ご提案もいただきましたので修正を検討いたします。

D委員：

「市民と協働できる職員の育成」などにすれば趣旨に合ってくるのかもしれませんが。

L委員：

先頭に立つというところがポイントだと思いますが、リーダーシップという言葉があります。

このリーダーシップというのがどのようなリーダーシップかによってこの先頭に立つという言葉の意味の受け取られ方が違うのではないかと思います。これを書かれた方は、役所の方が決めてそれについて来いというのをイメージされたのだと思います。

「先頭に立つ」にはいろいろな意味があって、現場で汗を流すという意味であればすごくいいことだと思います。

私はリーダーシップという言葉を他の言葉に変えたほうがいいのではないかと思います。職員の中でのリーダーシップは必要だと思いますが、住民を引っ張っていくリーダーシップなのかどうかということではないでしょうか。

○和田会長：

それがまちづくりの先頭にといいことですね。

事務局：

ここは基本的にはみ1-2の協働の話の部分ですので、協働を促進するような立場での職員ということだと思います。

ご提案を踏まえて、事務局で案を作りたいと思います。

○和田会長

次は「子どもの権利」です。み2-1「人権尊重意識の醸成を進めます」では人権という言葉を使っています。子どもの権利を入れ込むか、入れ込まないか、いかがでしょうか。

E委員：

子ども福祉審議会では、子どもの権利条例案を練って、準備をしていましたが、突如として廃止になりました。

私はその審議会の委員として参加していますが、私たちにもそれほどの説明がなく終わってしまいました。それに対して何かご意見を持っている人たちがいるのではないかと思います。

事務局：

子どもの権利条例の策定の手続きは進めていたということですが、条例を制定して取り組むべきだという意見と、そういった手法は賛成できないという意見があり、一旦中断しているという状況です。

子どもの権利とは何かということの周知や理解がまだ十分でなく、普及、啓発といった事業を通じてやっていかないと、賛成か反対かというだけでは難しいと考えております。今後、子どもの権利について議論は続いていくのだと思います。

総合計画では、微妙な問題について、具体的な固有名詞を出して書いていくことは難しいので、現時点では「子どもの人権」といったより普遍的な言葉で記述し、総合計画は議論の流れを見守っていくということで私たちは考えております。

E委員：

地域計画にはその文言が入っていて、そこから抜けてしまったということはどうなんだということでしょう。それに対する説明が必要なのだと思います。

事務局：

総合計画の下にある現行の子育ち・子育てワイワイプランの計画期間は平成26年度までとなっていますので、次期計画の策定に向けて子ども子育て審議会の中で議論されると思いますし、その中ではおそらく子どもの権利について条例化するのか、しないのか議論は継続していくのではないかと思います。

○和田会長：

「議論します」みたいなことは書けないかということですよ。皆さんはどうでしょう。

もし「権利」を入れないとすると、その理由が文言に入っていると納得するのではないかという意見ですが。

事務局：

子どもの権利条約でも、子どもの権利は子どもの基本的人権といっていますので、総合計画では65ページの創1-1-1の中で使っているような「子どもの人権」が普遍的な用語だろうと考えております。

子どもの人権侵害については防止していく言葉にして、内容的には検討させていただきたい。

○和田会長：

ということは提案のままでいくということですね。

○事務局：

今後、具体的な事業を推進していく中で、子どもの権利の普及・啓発の促進が入ってくるのは問題ないのではないかと思います。 「子どもが健やかに育つ環境」が一番大事で、その方法論についてはワイワイプランの中で議論していただければよいのだと思います。

最終的な価値観がぶれてしまうと総合計画でも議論してもらわないと難しい部分ではあるのですが、「虐待防止」ですとか、「いじめ防止」「体罰防止」についてはぶれることはないと思います。

○和田会長：

しかし、63ページの分野の構成に「子どもの人権」が入っているといいということですよ。施策のレベルに入っているとわかりやすいということですよ。

事業の説明がありましたが、それが個々にイメージされてないとわからないのではないのでしょうか。

事務局：

施策目標の中に子どもの権利に関することは入っています。

○和田会長：

他にはいかがでしょうか。

J委員：

以前のように入れてしまうと、賛成・反対の人がいるから難しいということですか。

○事務局：

はい、そのように考えます。

A委員：

子どもというのは何歳までですか。

事務局：

子どもの権利条約の定義では18歳以下です。

A委員：

権利があるということは義務も発生するわけですよね。

そうだといろいろな問題も出てくるのではないのでしょうか。

事務局：

そのような意見もあって、権利だけというのはどうかということで反対意見があるのだと思います。

○和田会長：

他にご意見はございますか。

何か他の点でも意見がまとまらなかった点についてはメールでお知らせいただくということにしたいと思います。この「子どもの権利」についてもご意見があれば、提出をお願いします。

続きまして、10、11の「家庭の教育力向上」に移ります。

K委員：

今回の見直しで、「家庭の教育力向上」というのは、新しく追加した中の一つですが、確かに内容を読んだだけではわかりませんでした。

具体的に行政は何をするのかなと思いましたが、今日この参考資料で大体は理解しました。

文言としては「家庭の教育力向上を支援します」として、ここの意見にあるように、行政ができることを示すのがいいと思います。

○和田会長：

参考資料の西東京市の教育基本計画の「家庭の教育力の向上を支援します」を読んでもよくわからないですね。

「各種ネットワークの連携」といっても、何のネットワークなのかわかりません。

○事務局

平成18年当時の教育基本法改正のときも、基本的には文科省からは「家庭教育」で何をどう支援するのかということは少なかったような印象です。

どちらかといえば、しつけは家庭の中の話でそこは変わらないと思いますが、それを支援するという事だったのではないのでしょうか。先日教育支援課長と話したとき、学校への家庭の押し出し力がないという話をしているように、押し出し力とは何かというと、朝学校に決まった時間までに行かせるというのは普通の話だと思いますが、朝決まった時間に子どもがやってこない。

親にそもそも何時までに子どもを学校に行かせなければいけないという観念が薄くて、

ごはんを食べる時間が、学校が始まる時間に間に合わないといったことがあり、2時間目くらいにふらっとやってくる。

これは小学生の話ですが、結構そういった家庭が目立っているということがあるようです。

ここになぜ「家庭の教育力の向上」と書いているのかというと、川下として一番被害が出ているのが学校で、家庭の部分ではありますが、今まで当たり前とされていたことができず、学校教育がなかなか成立しなくなってきているという危機感が背景にあるのではないかと思います。

J委員：

子どもは学校の前に保育園か幼稚園に行っていますよね。

ということは、学校の時間に来られないということは、保育園は仕事に行くから遅れてはこないと思うが、幼稚園はどうなっているのか現場を知っている委員に聞いたかったですね。

○和田会長：

委員ご指摘の「向上を支援します」というのはいかがでしょうか。

○事務局：

もともとのコンセプトがよくわからないという意見がありますので、具体的な事業まではわかりませんが、もう少しわかりやすくしたいと思います。

創1-3-4の学校・家庭・地域と重複しているのではないかとのご指摘もあります。ただ、ここに入れると薄まってしまうこともありますので、家庭の教育力はアピールしたい部分でもあって特出しして、項目として立てたということです。

今この文章でご意見をいただくのもなかなか厳しいと思いますので、事務局で文章を修正し、提示した案に対して、またご意見をいただければと思います。

和田会長：

このほかにあと2つありますね。

これは行政との関係と構成。ご指摘はどこまで修正できるかわかりませんが、わかりやすくというのはそのとおりだと思います。

行革を書くかというのはいかがでしょう。

G委員：

行革は基本構想で書くことではないので、事務局からご提案があったとおり基本計画レベルで触れるものです。

○和田会長：

入れたほうがいいですか。

G委員：

入れたほうがいいと思います。ましてや市長が総合計画と行革は両輪とおっしゃっているのですから。

○和田会長：

あとは、わかりやすくということですね。

このほかに何か意見がございましたら事務局にお願いいたします。では②に移ります。

事務局：

(資料1-2に沿って説明)

○和田会長：

2については基本的には修正は行わないということですが、この判断も含めて内容の確認を願いたいとの説明でした。これについてはいかがでしょうか。

M委員：

内容を見ますと、1つひとつの説明について、そのとおりだと思いますので、事務局案でいいと思います。

また、もし何かあれば事務局にメールとかで連絡しますが、基本的には説明はよくわかりました。

○和田会長：

他には何かございますか。他の委員の方はいかがでしょうか。

○各委員：

(意見なし)

○和田会長：

では現段階では事務局案でということですが、時間をかけて読んでいただいて、さらにご意見があれば事務局にご連絡いただきたいと思います。

分類3については、確認していただきたいということですので、数が多いですけども後日、読んでいただいて、そこでご意見があるようでしたら同様にメールでお知らせいただきたいと思います。では、今日の審議は以上となります。

事務局からは何かありますか。

その他

○事務局

(基本構想の上程について)

総合計画条例に関してもパブコメが2件ありましたが、基本構想を議決する手続きに賛成しますという意見が1件ありました。

あとは、どのように基本構想を公表しますかというご質問が1件ということで、特に反対の意見はありませんでした。

この後、総合計画条例については、9月の議会に条例案を提出して、議決いただきたいと思いますと考えています。総合計画条例が議決されますと、条例に基本構想を議決事項とすることを規定していますので、第2段階で同じ9月議会の中で基本構想部分を提出し、議決していただいて、市の総意でこれを目指すことを確認していきたいと思います。

パブリックコメントについては、件数も多く、今日全部読みきれない部分があると思いますので、先ほどカレンダーの中でご説明させていただいたとおり、次の審議会までの期間にキャッチボールさせていただき、各委員の皆様からご意見を賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(次回開催日程等について)

第17回審議会は7月25日木曜日、午後3時から、場所は田無庁舎の議会棟4階の第3委員会室で行います。第18回審議会は8月6日火曜日、午後3時30分から、庁議室で行います。8月6日は答申を行うことを予定しています。

○和田会長：

本日はご苦労様でした。次回は7月25日、第3委員会室です。会場が違いますのでご注意ください。

今後やりとりがあるということですので、皆さんご多忙とは存じますが、是非ご協力をお願いいたします。

それではこれもちまして第16回の審議会を終わらせていただきます。

(閉会)